

**令和4年度第2回茅ヶ崎市文化財保護審議会
下寺尾遺跡群等保存・活用部会 会議録**

議題	<p>(議題)</p> <p>1 史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画について</p> <p>2 下寺尾遺跡群調査研究課題について</p> <p>3 令和5年度史跡内確認調査について</p> <p>4 報告事項</p> <p> － 1 史跡下寺尾官衙遺跡群・史跡下寺尾西方遺跡の追加指定について</p> <p> － 2 現状変更について</p> <p>5 その他</p>
日時	令和5年3月21日(火) 13時30分から16時15分まで
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎5階 特別会議室
出席者氏名	<p>会長 近藤英夫</p> <p>委員 相澤正彦、五味文彦、田尾誠敏、宮瀧交二、荒井秀規 岡本孝之</p> <p>神奈川県教育委員会文化遺産課：富永副主幹 (事務局)</p> <p>〈社会教育課〉 瀧田課長、富岡課長補佐、大元主査、三戸副主査、加藤副主査、 田中主事、金馬主事</p>
会議資料	<p>議題1</p> <p>資料1 史跡 下寺尾西方遺跡保存活用計画 (案)</p> <p>議題2・3</p> <p>資料2 下寺尾遺跡群史跡保存・活用のための確認調査計画</p> <p>資料3 確認調査計画案</p> <p>資料4 調査区配置図 (再拡大)</p> <p>資料5 調査区配置図</p> <p>資料6 調査区配置図 (広域)</p> <p>議題4 報告事項</p> <p> － 1 資料7 追加指定について (記者発表資料)</p>

	－ 2 資料 8 令和 4 年度史跡の現状変更について
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0 人

会議録

- （瀧田社会教育課長）
 - ・開会のあいさつ
 - ・コロナ禍に係る注意の説明
 - ・出欠席委員の確認（過半数の成立）
 - ・傍聴者の確認（傍聴者なし）
 - ・会議録の作成・公表・署名委員の廃止など説明
- （事務局）
 - ・会議資料の確認

【議題 1 史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画について】

- （近藤会長）

年度末のお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは改めまして、茅ヶ崎市保護文化財審議会・下寺尾保存活用部会を始めます。議題は審議案件が 3 件、報告案件が 1 件、その他です。事務局お願いいたします。
- （事務局）

事務局より説明します。

議題 1 の史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画について、お手元の資料 1 番です。審議案件としていますが、前回ご審議いただいた際にもう少し形にした状態で議論していかないと、なかなか議論の進行が難しいというご意見をいただきましたので、官衙の保存活用計画をベースに作り込んできました。ただ、実際の方針の部分までは手がついていません。全体で 11 章ぐらいを目標としているのですが、まだ 6 章までしか作成していません。

お手元の資料は、中間報告といいますか、現状の作成状況の報告に該当すると思いますが、現時点でのご意見もいただければと思っています。よろしくお願いします。

順番にどこを変更し、新規で記載しているかということの説明します。

まず、表紙の写真は前回の保存活用計画からまだ変わっていません。表紙の写真を練るより先に中身を入れた方がよいと思ひましてまだこちらは手を付けていないところです。

直しましたのは、最初開いて2枚目の本計画で扱う言葉の定義です。どうしても官衙関係の難しい用語があり、前回のもとの基本的には同じになっていますが、環濠集落というのを西方遺跡の保存活用計画という性格上、明記した方がよいかと思ひまして環濠集落の説明を入れております。思いつくままに書いていますので、この会議の場でなくても後日またご指摘等いただいて、少しずつ直しながら進めていこうかと思っています。

目次につきましては基本的に、これまでにご議論いただいていた目次案を反映させながら、実際に官衙遺跡群の保存活用計画の目的を大きくずれないようにという意識をしております。前回お示しした目次案を少し変えながら練り直した目次案となっています。11の計画実施に向けてのところまで反映させておりますが、法律関係の記載はまだ手つかずとなっております。

また、表目次ですとか写真目次につきましても、今の段階では直しきっておりません。本文の方ですが、1ページ目の計画作成の背景と目的については、新たに書き直しています。また、計画策定の背景と経緯、計画の目的、3ページ目の計画の位置付けと対象範囲というところも書き直しています。下寺尾遺跡群を示す概念図というものも、少し直しています。

史跡の範囲や遺跡包蔵地の範囲、遺跡群そのものの考え方というのは、これまで大まかな書き方をしていたのですが、現実の包蔵地範囲等とこの概念図が合うように、少し表記を変えている段階です。5ページ目の計画の対象範囲につきましても、西方遺跡のものに合わせるように文章や図を直しています。

6ページの委員会の設置経緯は以前のをベースに内容だけを修正した状態となっています。またここは、今後の委員会での審議内容に則して追記していく予定です。

既存の保存活用学習会の実施経過についても今後実施していく中で、修正する予定です。部分的に官衙遺跡群の際のままとなっておりますので、今後ここは最新情報に入れ替える予定の場所となっております。

8ページのパブリックコメントも、実際にパブリックコメントの実施をしていく中で文章を変える予定です。計画の実施につきましても、同様に内容を直していく予定です。9ページの2にある茅ヶ崎市の概要は、官衙遺跡群の時と大きく変わるものではないと思ひまして、中身は、てにをはを少し直した程度となっております。

9ページ、10ページ、11ページ、12ページ、13ページあたりは官衙遺跡群のところと大きく変わっておりません。

14ページの(2)人口のところは最新データを策定時に入れようと思ひまして、現在は官衙遺跡群のままとなっております。

15ページは官衙遺跡群と変わらないようにし、16ページの土地利用につきましても策

定時に最新情報と差し替える予定であります。産業について同じ考え方で最新のものに策定時に入るようにします。18 ページの観光入込客数についても最新のものを反映させていく予定であり、今は官衙遺跡群のときのデータのままとっております。19 ページの歴史的環境につきましても、大きく変更はありません。

こちら市全体の歴史的環境の内容を記載している部分ですので、大きく変更はせず、てにをはを少し修正した程度となっております。

39 ページ、40 ページの茅ヶ崎市の文化財一覧、指定文化財などの部分については最新の情報に直しているところです。件数の数え間違いがございましたので、後日また直そうと思っています。

41 ページ以降の市の関連計画につきましても、最新のものに直しています。

43 ページの下寺尾西方遺跡と下寺尾遺跡群の概要も、新たに文書を作成しています。この西方貝塚、下寺尾官衙遺跡群のところは、概ね前回の官衙遺跡群の内容と同じで、下寺尾官衙遺跡群（古代）という 44 ページのところは、『月刊文化財』の史跡の本質的な価値について触れられている部分を引用しています。

(2) の下寺尾遺跡群の歴史的変遷も前回の保存活用計画と大きく変わっていないです。その次の 48 ページにある史跡下寺尾西方遺跡の概要も、新たに文書を作成しています。

そして (4) の下寺尾西方遺跡の地理的環境、(5) の下寺尾西方遺跡の歴史的環境は大きくは官衙の時と変わっていませんが、弥生時代の総括報告書を作った時の情報に内容を直しています。

(6) の下寺尾西方遺跡の調査と保存も、総括報告書の調査研究から概ね変わっていませんが、総括報告書の時に一度まとめた内容を反映しています。

60 ページの指定の状況は、追加指定の相談を地権者様から何件かまだ受けている状況なので、最終的には指定、計画策定時の最新情報に入れ替える予定です。官衙遺跡群の指定告知に関しましては、下寺尾西方遺跡の情報に修正していますが、所在地の情報は官衙遺跡群の内容と既存の面積としています。

指定説明文につきましてはこちらも、弥生の西方遺跡の指定を受けた際に『月刊文化財』に載せていただいた内容を転記している状態です。史跡地の範囲につきましては現在の指定範囲を示しています。63 ページの指定地の状況は、次回以降最新のものに直します。公有地化の状況になり、現在も土地を購入している状況がありますので、策定段階での最新情報に入れ替えようと考えています。

4 の本質的な価値のところは、これまでご議論いただいたところになっていまして、前回までにご議論いただいた内容を反映させています。

66ページの6の遺跡の重層的なあり方から環濠集落を中心とした地域の歴史的変遷を知ることができる、という重なる遺跡の要素を本質的な価値の中に含めて書いたのですが、前回ご議論いただいた際に、6については別の章立てをした方が良いのではないかとのご指摘をいただきました。そちらにつきましては、準じる価値あるいはそれ以外の要素というような形で別の中見出しとして(3)とする予定です。今後加わる新たな価値の前に入れようと思っておりますので、その後ろが順番に(4)(5)(6)とずれていく予定です。

73ページから、下寺尾西方遺跡の現状と課題というところも抽出しました。まだ事務局の方でも抽出しきれてはいないかと思いますが、下寺尾官衙遺跡群の保存活用計画の際には現状と課題というタイトルであった部分を今回は対策のような形で書き込みました。今回については現状と課題というのをしっかり分けて、現状はこういう状況で、課題がこういう内容であるということをご明記していき、76ページで基本的な考え方を示し、その後の7章、8章、9章、10章でそれぞれの課題に対してどう解決していくかというような指針を示すという構成を考えております。現在の保存活用計画の策定状況についてご説明させていただきました。

○(近藤会長)

どこに論点があるかが少しはっきりしないです。

○(事務局)

ご審議いただくには、この後ろの章をもう少し書いて、もっとうちの方がいいとかここはこうしないっていうところに発展していくかと思っております。

今日ところは、今の段階でこれはおかしいという部分があればご意見をいただき、続きを次回までに作成し、ご審議いただく形をとればと考えています。

○(近藤会長)

ということですが今の段階で気が付くことがありますでしょうか。

○(箱崎委員)

5ページの計画の対象範囲というところで、この緑で示したところが対象範囲としてるところだと思われませんが、文章を読んでいくと、この周辺のところ例えば北B遺跡だとか寒川大曲遺跡だとかその辺も対象としてとらえていくというような表現があって、そこを対象範囲に含むのか含まないのかという辺りが今一つ、連携する部分があるという話なのか、そこを今回の計画範囲含むのかちょっとよく分かりづらいです。

この緑の線のところであれば、そこは特にしっかり明記しておいて、それとは別にその周辺も睨んでおくというようなことがあるのであれば、そこをわかりやすく整理しておかないと計画に大きく関わると思われます。

○（事務局）

西方遺跡の弥生を対象とした計画書ということで、官衙としっかり分けて考えようという取り組みです。連携する対象という意味では、その重なる遺跡の要素に関わってくる下寺尾遺跡群の要素のことを考えておりましたので、今回の対象からは外れると考えています。ただ意識はしていくところでございます。

範囲内の方へは、ご自身がこの計画の対象なのかどうかというところをはっきりわかるように示す必要があると考えています。いい言葉が思い浮かんでいないのですが、連携を図る対象というか、そこが計画書の対象であるという意識をきちんと持っていただけるようにしていきます。

○（五味委員）

対象地域についてはきちんとやると、それから隣接地域についてもどうであるかっていうことはしっかり考えないといけないです。これら2つを分けながらもしっかり考えていく必要があります。

○（岡本委員）

西方遺跡の図面としては、どれが出るのですか。

○（事務局）

48 ページの図を考えております。

○（岡本委員）

この本の中で折り込み A3 の図面は出てこない？

○（事務局）

まだ印刷製本費を組んでいるわけではないので、おそらくその折り込みとかを入れていくことができるかはわからないところかと思います。

○（岡本委員）

それともう一つ、48 ページの図は 2011 年の報告書から引用されてますね、また、69 図下寺尾官衙遺跡遺構配置図でそれぞれ違うところがある。

○（事務局）

この 69 図としてのものが、最新の総括報告書に載せた図となっております。

○（岡本委員）

この 69 図としたものを、ベースとして使うということですか？

○（事務局）

69 図としたものをベースにしたいとは思いますが、あくまでもその南東部分を追加しないといけないので、新たに作成します。

南東部分を追加で調査した結果については、遺跡発表会の発表要旨の資料でしか公開

資料は作成していません。なお、この計画書を作る段階までに報告書の刊行目途が立っていませんので、今回計画書を作る段階で図面を改めて、最新成果を反映させたものを作りたいと思います。

○（岡本委員）

一番の問題は南東部分の環濠のとらえ方ですが、69 図では曲げてあるのはなぜでしょうか。

○（事務局）

今こちらの報告書の図面ですが、その後、弥生のところについて検討したところ、画面でお示ししているような、北東部分に関しては突き抜けるのではいかとのことでこのようになりました。

○（岡本委員）

この赤字部分は何でしょうか。

○（事務局）

溝の断面形状で分けています。逆台形はオレンジ色で示しており、V 字が確認できている部分は黄色というふうに塗り分けています。

○（岡本委員）

48 ページの図だと S 字のように曲がっていて、その曲がったところ新たな調査で溝が見つかっている。その溝に切られている溝が、報告書の中では言及されているものです。

○（事務局）

幸い、報告者はともにまだ職員として在籍しておりますので、調査成果の部分と報告書については確認させていただきます。

○（近藤会長）

そのほかにはありますか。

○（荒井委員）

30 ページのところでは本村居村遺跡の話とかがでていますが、以前の論文で大きな成果があったと思うので、ここはもう少しボリュームを増やしたほうがいいかなと思います。

73 ページの現状について、先ほどお話にあった今後の課題ですが、この茅ヶ崎市が管理団体となっている点と、日常管理を市が単独で管理している点というのは同じことを表していると思っているのですが、茅ヶ崎市としては、これを課題と捉えているのか、またどういう形を目指しているのかということをお教えください。

○（事務局）

官衙遺跡群の方では地域の方々に親しみが大きな七堂伽藍跡があります。草刈の管理、

ごみ拾いあるいは安全パトロールなどを地域の方々が実際に毎月のように行ってくださっています。そういった地域とのコミュニティを、西方遺跡の方でもきちんと作っていくべきだと考えています。

西方遺跡の範囲内は北陵高校が大部分を占めていますけれども、すでに公有地化している土地がいくつかあります。その土地管理などについては現在は市職員の方でやっているという状況があります。

地域との連携がうまくできていないというところがありますので、その改善を目指していくべきではないかなと思ひ、盛り込まさせていただきました。

○（荒井委員）

ありがとうございます。

○（近藤会長）

ほかには、田尾さんいかがでしょうか。

○（田尾委員）

大したことではないのですが、やっぱりもともとベースにしているのが官衙のときの計画書なので、例えば対象とする範囲だとか、あるいは官衙と比べると例えば図2なんかは、官衙を中心とした図なので、かなり下寺尾官衙遺跡群が目立っているような感じだと思います。なので、もう少し西方遺跡はこの中でどういう位置付けなのかとか、あるいはその次の図3なんかも、計画の対象範囲というふうにありますけれども、この官衙遺跡とどういうふうな重複関係があつてどの範囲を重点的に弥生時代の西方遺跡の計画の範囲にするのかつて、もう少しわかりやすく丁寧に書いた方がいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○（事務局）

もっと西方遺跡の計画書だとわかりやすいように、図も文章も工夫したいと思います。

○（近藤会長）

差別化や区別化をしてください。

○（箱崎委員）

今のこの緑の線で囲まれているのは何の範囲でしょうか？

西方遺跡の範囲でしょうか？

○（事務局）

西方遺跡の範囲です。

○（箱崎委員）

それはどこかに書いてあるのでしょうか。

○（事務局）

下から4行目の最後の段落のところに記載しています。

○（箱崎委員）

あと41ページ。いろいろ計画があると思うのですが、一応これ今こういう計画があるってことが書いてあるのですけれども、実際にこれに伴って、何か施策がこの周辺で行われているってことがあるのであれば、そこは何か書いておいたほうがいいけれども、そういうのはあるのかわかりませんが、計画だけあっても動いていないっていう。その辺りは、こういう形で策定されましたっていうのではなくて、こんな目標に基づいてこういうふうに行われていますっていうところ。それから策定はいいのだけど多分これ目標年度がありますよね。それも書いてあったほうが良いと思います。

多分、その保存活用整備のあたりは連動してくるだろうと思います。

○（近藤会長）

県の立場で意見いかがですか。

○（富永副主幹）

保存活用計画はご存知のように一番よく使われるのは、本質的価値のところとそれから現状変更のところなのですが、現状変更については次の議題の保存管理のところに入ってくるということですが、維持管理はここに入っているんですかね。

○（事務局）

はい。

○（富永副主幹）

前の官衙の方でも、結構丁寧にやられていますので、その辺アレンジしてぜひともよろしくをお願いします。

それと79ページのところにある開発対応の調査というのは、これは史跡の周辺ってことですか。

○（事務局）

そうです。

○（富永副主幹）

保存活用計画内で開発対応の調査みたいな感じのところもあるのですが、そこに関しては周辺の調査ということだったらいいのですが、何かわざわざ章立てすることなのかなとは思いました。それは計画書ができてから確認させていただきます。

○（近藤会長）

事務局はこの先の目標の年次の話もお願いします。

○（事務局）

前回の審議会のときに、令和8年度ごろを計画上目指していますとお話しました。

宮瀧委員などからもっと足を早める必要があるといわれましたので、計画をどう進められるかの部分をもう少し、事務局でまだ見直ししている部分があるのですけれども、一応、来年度にはこういった文章について確認していただく作業をしたいと思っています。ただ、1回目のたたき台としては、次回には、後ろの文章、今抜けている8章から11章についても作ってお示しできればと思っています。そこから、数回ご議論いただきたいと思っています。

来年度予算上は、一応、4回ほど会議を開催できそうではありますので、その4回の中でご議論いただければ、再来年度中にパブリックコメントを行い、策定に動けばと思っています。印刷製本費など、再来年度に予算が確保できるかどうかというところはあります。補助金の絡みもありますので、相談をしながら進めていきたいと思っています。おおよその流れは以上です。

○（事務局）

補足をさせていただきますと、総合計画に基づく実施計画2025というのが作成されておりまして、令和5年度から令和7年度までの3カ年の計画として市で策定しております。こちらの下寺尾西方遺跡の保存活用計画等については、下寺尾遺跡群保存整備事業ということで、市の実施計画の中に採択された事業となっております。部会の進め方については来年度についてはこちらの会議も4回開催予定で予算を計上しておりますので、その中でできる限り進めていきたいと考えております。

○（近藤会長）

流れはできているのでそこに具体的に追いつく、あるいは先の見通しを立てて会議に臨めるようにぜひしてください。

それで重要なことですが、図とか年表というのは早い段階で固めていかないと、これだけずっと長い時間の経過、やっぱりこの部分をこういうふうにしましたと端から固めていかないと、ずるずる来てしまう。外部への示し方も考えてほしいところです。

【議題2 下寺尾遺跡群調査研究課題について】

○（事務局）

資料は2番になります。

こちら3回ほど前の審議会の時に、今後の調査計画をきちんと練っていた方がいいとご意見をいただき、調査計画をどのようにつくるのかと、事務局の方でも揉んでいました。現実的な部分として北陵高校が大部分を占めているような状況があり、まずきちんと本質的な部分とといいますか、考古学的にこの遺跡群を理解するために、どういう要素が今足りていないのか、どのような資料が必要なのかということを確認にして、その

中で優先度を定めて調査計画としていくという手順で計画の作成ができるのではないかと思います、まず今現在の史跡を含む遺跡群の調査が必要な現状を抽出することをしたいと考えました。

こちらの資料 2 に上げさせていただきましたのは、そういった現状と課題になるような部分を総括報告書、これまでに出示している総括報告書の下寺尾官衙遺跡群と下寺尾西方遺跡から課題として抜粋している部分と、最近の確認調査で出てきた新たに判明した内容として必要ではないかという部分などを抽出しています。

本日につきましては、優先度の議論につきましては今回は一旦置いておき、事務局の方で箇条書きにした課題というのが必要なものなのかどうか、足りてない部分があるのか、などご意見をいただければと思っていますので、順番に確認させていただきます。

まず一番最初は下寺尾官衙遺跡群の高座郡家の部分での課題についてです。まずこちらがこの後の 3 の議題にも関わってくるのですけれども来年度に確認調査を実施できればと考えております。

7 次調査といって 4 年ほど前に最後に北陵高校旧校地の中で確認調査をした際に、大型の掘立柱建物が、北半分部分だけ確認されている状況ですので、こちらの規模と時期の把握というのが必要ではないかという課題が 1 点目に挙げさせていただいたところです。その次が、正倉のグラウンドよりも西側の展開というのが、まだ不明な状況ではないかということで、郡家の推定東側区画遺構の官衙関連遺構あるいは遺物の展開の有無とさせていただきます。

こちらの 3 項目につきましては昨年、区画遺構の部分の確認調査を実施したところ、区画が見つかった部分と、ここ数年で東側にさらに正倉域が存在しているのではないかなというような痕跡が見つかっているというところで、これまでの保存活用計画の対象範囲が、この区画遺構を中心に東側区画遺構のところで止まっているのですが、実はさらに東側に古代の官衙遺跡関連のものが存在しているのではないかなというところが課題として上がってきていること、あとは正倉移転の可能性の確認、こちらも総括報告書の方で書かれています。

正倉移転の確認、郡家の南側の区画遺構というのがまだ一切見つかっていませんので、そういった南側の区画遺構の確認、また郡家の北側の区画遺構につきましても、見つからないということで確認が必要ではないかというところ。あとは正殿の南側の遺構、郡庁院の部分ですね、この南側が大岡越前通り北陵高校の校門の目の前の道のところよりも南側に推定されているのですけれども実際には見つかっていません。

郡家の廃絶時期の確認につきましては、9 世紀前半頃にはなくなってきて、10 世紀に

は確実になくなっているのではなかろうかというように遺構の状況から考えられていますが、実際どういう状況なのかというのがまだ明確になってきていないという部分です。また、郡家の区画内の主要遺構の把握というのが、実質今グラウンド部分で大きく調査されていますけれども、それ以外の部分がまだ分かっていないということで課題として抽出しています。

次に下寺尾廃寺の部分ですけれども区画遺構の南東部ですが、画面の遺構配置図を説明します。

下寺尾廃寺の各遺構の南東部、北陵高校の仮設校舎が一部重なっておりますけれども、その南東部で、建物があるのではないかとされています。あと、実際に塔が存在するのではないかと、その区画の南東部分というふうにおっしゃられる先生もいらっしゃれば、位置的に立地的には北側の西方遺跡の大地部分に塔が建っている可能性もあるのではないかとご指摘されている先生もいらっしゃいます。また講堂の確認というところで、現在推定講堂をこの大型掘立柱建物、西側の建物の方を推定で講堂としておりますけれども、宗教に詳しい方に現地を見ていただいたところ、講堂については区画の外で仏教を広めることもあるので、区画外にも存在している可能性があるのではないかとされています。

そういった内容を課題として挙げました。

次に河津のところですが、こちらで船着き場である河津が見つかっていますけれども河津のすぐ東側に掘立柱建物址が綺麗に軸を東西の方向にした建物が、1、2、3 とここに4棟見つかっていまして、そういったものの類似する建物が存在するのではないかと。そして下寺尾廃寺と河津との間に主要遺構が存在しているのではないかとこのところを課題として挙げています。

祭祀場ですが、これは南東部の祭祀場のことを指しています。

この北B遺跡の祭祀場につきましても、現在発掘調査で確認された部分というのは、この調整池の一部なので、実際には他の地点にも存在しているのではないかとこのことを念のため課題として書きます。

あと陸路ということで、現在のところ明確な陸路見つかりませんので、そういった陸路の確認というのも課題として遺跡群の理解には必要なのではないかとこのように挙げました。総括報告書にも陸路のことは明記されていたと思います。

史跡下寺尾西方遺跡の弥生の環濠の方に関しては、今後環濠内の集落・生産・墓域と分けて課題を整理しています。

入口施設の確認が今のところできていないこと、また一番東側の南東部については、3年、4年ほど前の確認調査で、これより南側は残存していないだろうという地形の状況

が確認されましたが、南側の部分というのは今だに確認調査を入れている場所がありませんので、その部分で、より東の方の状況というのは見られる可能性が残っているかと思ひ、南東部の確認ということを入れています。また北部の確認については、先ほど岡本先生からも、北東部のことについてご意見いただきましたが、北部の状況というのは、今のところ調査が入れている地点がありませんので、分かっていない状況があります。そして断面形状が変化しているというところは先ほどだと写真でお示した場所、ちょうど岡本先生の疑問のときに出しましたが、こちらが今のところ複数地点で確認した時の断面形状を、V字のものを黄色、逆台形のものをオレンジ色でつないでいるものなのですが、ここが少なくとも断面形状が、北東部と南東部のところが変わっているのではないかと推定しています。そういった形状変化している地点をどのように確認していくか。

先ほどの南東の確認に関わるようになっていきます。

環濠内の集落につきましては、この総括報告書のところでもまとめていますが、大型の周溝墓が環濠内に存在するパターンもあり得るということでその部分の確認、そしてまだ掘立柱建物が明確になっていないところです。

また環濠拡張の原因を究明する必要があるということと、焼失住居の焼失原因も、究明の必要があるのではないかとしています。

また生産域につきましては生産域、いまだ見つかっていけませんのでその位置や規模を確認する必要があるかと思ひます。

墓域につきましても方形周溝墓部分というのが今のところ確認されていません。

こちらが両史跡の課題としてまず挙げられますので、あとは下寺尾遺跡群としてその前後の時代のこともここで適時課題を抽出しています。

官衙の直前、古墳時代後期のころですと官衙の造営に関わる遺構の確認ですとか、遺構密度や分布状況から官衙の立地や選地の原因究明ができるのではないかと考えています。

2の官衙直後の平安については、最近の確認調査で平安期の遺構・遺物が集中する範囲というのが見つかってきていますので、そういった遺構から官衙との関連性が検証できるのではないかと考えています。

3の古代の墓域で、官衙遺跡群と関連する可能性のある墓域についても検証が必要なのではないかと考えています。

官衙遺跡周辺集落で、こちらは香川駅との間に中通遺跡というのがあるのですが、そちらで耳皿などの仏教関連遺物が竪穴建物から見つかっています。

そういった周辺集落の官衙との関係も確認できればと考えています。旧地形の確認と

していますが台地の縁辺部西方遺跡の台地の縁辺部が、人工的に削平されているというところで、この写真で言いますとこの南側のあたりがかなり削平を受けていて民家が建っているという状況があります。その時期が近現代の人が家を建てるのに削平したのではないかとこれまで考えていたのですが、最近の確認調査で何やら南側が階段状に削平を受けている状況というのは確認できていますが、それが本当に近現代なのか、遺構と遺物の関係から見ると、今のところその理屈としては古代ぐらいのものしか出てこないというところから、その階段状に切土している状況が、もしかすると古代までさかのぼるかもしれないという可能性が出てきていますので、それを旧地形の確認として入れました。あとは、縄文時代西方貝塚の集落規模や構造で、こちら縄文の西方貝塚、前期の貝塚が見つかってはいますが、その住居が確認できる面まで下げているというのが少ないということもありますが、今のところ4軒分しか見つからないというところではあります。

また、念のため7として旧石器時代の痕跡密度で、旧石器の礫石器が見つかるというようなこともありましたので、旧石器のことも挙げておきました。

こちら資料2につきましては、こういった課題が抜けているのではないかとか、この課題に関しては改めて計画に上げるようなものではないというようなご意見をいただければと思います。その上で、また事務局の方で優先度なども検討し、またお示しをできればと思っています。よろしくお願いします。

○（近藤会長）

はい。ということで何かご意見ありますでしょうか。

○（岡本委員）

西方貝塚を市の史跡指定とかそういうのができないのか。

○（事務局）

どういった順序で指定していくのがいいのかというのは、事務局でも悩んでるところで、実際に市の指定にして満足されては困るなという部分が、課題ではあります。できればもっと上の指定を目指して、上手く階段を上っていった方がいいんじゃないかということで、下手をして滑り落ちるなど注意されているところです。

ただ、その上位の指定などは目指していきたいと考えています。

○（岡本委員）

今のところ、看板だけだからね

○（事務局）

そうですね。

○（岡本委員）

ただ道はあると。

今すぐとはいわないけれど、史跡は3つにしたいね。

○（近藤会長）

ほかには。田尾さんいかがでしょうか。

○（田尾委員）

一番最初の表題に挙げてあるように、下寺尾遺跡群の調査研究課題と書いてあるので、これ要するに調査を行う時の留意点と、そこから検討していく研究課題を分けたらどうですかね。そうすると少しすっきりしてるのかなと思うのですが、例えば、こういった場所を調査する時にはこういったところを留意した方がいいとかね。

そういう調査の留意点っていうのがまずあって、それで、そういった調査の蓄積から、こういうものを見通しとして検討したいというようなことを、分けるといいのではないかと思いました。

細かいことだと、最初の7次調査の大型掘立柱建物の規模や時期の把握というのが、これが調査だとすると、それに加えてやっぱりその性格、この場所がどういう場所だったのかっていう性格をはっきりとさせて、要するに、今グランド部分のそろっている要素の外側はどのような性格なんですか。例えば厨の墨書がでてるので厨なのか。

そうすると、すでに出ている真ん中の、政庁の北側の建物っていうのは何か、あるいは同じ、両方とも厨で時期が違うのかとか、そういった検討課題出てくると思うので、そういうところを少し整理を行った方が、いいのかなと思います。

あと、単なるコメントですが古代の墓域はなかなか見つからないのではないかなという見通しがあります。これまで全体的に、古代の墓域、例えば藤沢よりも東側の方は明確な墓域ってそんなにたくさん見つかってないんですよ。これなかなか難しい問題です。あと周辺の遺跡との関連ですけれども、これはすでに私なんかもちょっと述べていますけれども、やはり茅ヶ崎砂丘までずっと広がってる集落っていうのは基本的に、遺物の特殊性などから、官衙を支える集落なのかなというような見通しがあって、その中でもより近いところからは特殊なものが出てくる。

こうした耳皿とか、そういった仏教関連が出てくるっていうのは、もちろんそうだなということは思うんですけども、そういった集落の中の例えば仏教遺物ということであるのか、あるいは官衙的な性格が強いのかっていうのを整理していくとか、そういったものが、評価の蓄積から考えていくようなものかなとちょっと感じました。細かいところすみません。

○（近藤会長）

はい。ありがとう。

課題を感じているというか意識してる。

西方遺跡の保存活用計画という冊子を作る際、また新たな課題、そこは大いに課題を溜めてですね、これ1個1個書いて、その他そういうことを考えてます、こういうことを日頃感じつつ調査をしてるっていうことで、あるいは作業をしてるっていうことで承っておきます。

○（五味委員）

結局、ですからこういうことを留意点も持っていて、今年は資料3のようなことをやりたいと。ですからじゃあその次は、どういうふうな方向を持っているのかということも示していただくと良いかと思いきや、そういうことを考えながら、ぜひ進めてください。

○（近藤会長）

それでは次に進んでよろしいですか。

【議題3 令和5年度史跡内確認調査について】

○（事務局）

資料3と4、5、6になります。こちら令和5年度の史跡内での確認調査計画についての案となっています。

こちらは大分、コロナの状況で予算がうまくいかなかったのですが、来年度につきましては目途が立ちました。こちらにつきましては、令和元年の時にこの大型掘立柱建物と厨の墨書土器がすぐ脇で出たということの高校の校舎があったところの調査を、令和元年時に令和2年として調査をさせていただきたいということをご審議いただいた場所になっています。

ただ、その後令和2年度の予算額、実際の調査計画、職員体制、年間の事業見直しをしたところ、そこまで大規模な調査が令和2年度は難しいと事務局の方で整理しまして、令和2年度につきましては調査計画を変更し、北陵高校の南東部分の交差点の区画遺構の調査に切り換えたという経緯があります。

その後も毎年予算要求したところ、今年度はその予算のめどがついたので、実際の調査計画につきましては、資料4を見ていただくと、4次調査としているところが西側の一部を調査としているところで、それ以外のところが7次調査のA区として調査を実際にした場所になっています。

その7次調査の中心部分、画面上でオレンジ色にしたところが建物が見つかった部分で、現地視察をした時は、整地の遺構で真っ赤な土が全体に存在していますというご報告をして、実際にその土を掘っていかないと下に建物があるかどうかは明確にならない

のではないかというご指摘いただいて、追加で下げて調査をした結果、こういった成果がありましたという報告をしたものです。

こちらの建物跡が仮に南北2軒であったとしても、北側半分しか今出てきていないので、確認できていないという状況でしたので、赤線の調査区に拡張するような形をとりたいと思っています。

こちら調査面積自体が、合計で525㎡となるんですが、実際新規で調査する範囲というのはこの今遺構が配置されていない部分になりますので、実際には225㎡ほどを考えて、4次調査と7次調査の調査区を復旧する範囲というのが300㎡。この赤色の範囲自体は15メートル掛ける35メートルの範囲となっています。

令和2年度るときには、この土層ベルトとこの調査が斜めになっているので変形的な調査区をご提案させていただいたところ、委員の方々からこの長方形のこれまでの調査区と違和感がないような調査区にした方がいいというご指摘をいただきましたので、今回は、これまでの調査区と齟齬のない形をとっています。

あと、これまでの過去の空撮をすべて重ねたものになっていますので、今回の調査では、こちらこの部分が7次調査の調査区と、ここが4次調査の調査区がこのような形であるので、この部分を7次調査として拡張したいと考えています。資料5を見ていただきますと、その旧校舎の配置図と重ねた形になっており、この旧校舎の基礎構造が、ちょうど北側と東側の渡り廊下の部分があるかと思えます。この南北につながる渡り廊下の4次調査の時に、渡り廊下の部分を調査しているんですが、渡り廊下の部分に関しましてもこのように基礎の中を掘れば遺構が確認できるという状況も確認できております。今回に関しましては、基礎がどこまで遺構に影響を与えているかどうかというところまでを調査できればと思っていますので、今回の調査区に関しては基礎が半分顔を出すような形というのを東側と北側の調査の端にしています。南側に関しましては、この大型掘建柱建物の規模を確認できればと思って少し広めに設定している状態となっています。調査期間につきましてはちょっと事務局の年間のスケジュールで、他の調査員との調整の兼ね合いも、公共事業の発掘調査を直営ですべて受けていますので、来年度に関して下寺尾は7月上旬から9月末頃、3か月ほどの調査を実施できればと考えています。

具体的な1週ごとの調査内容の目標を書いています。

調査体制について、主体はあくまでも茅ヶ崎市で調査の担当は社会教育課の専門の職員、そして調査協力についてはすでに神奈川県教育委員会の文化遺産課の埋蔵文化財のグループに前年どおり、ご協力いただきたいということで申し出しています。

まだ審議会の結果が出ないとできるかわからないのですが、夏にご協力をいただきました

いと打診をして、支援業務については、入札で業者を決定していきたいと思っています。調査指導は審議会の下寺尾遺跡保存活用部会と文化庁から調査指導いただければと思っています。

また令和2年度の調査を断念した一つの大きな要因として、コロナがあったということで、現地の見学会が実施できないのでは、ということがありました。

そこで、今回に関しては基本的にはまだ高校と細かく打ち合わせをしないといけないんですが、現地の見学会を実施する方向で調整を進めていきたいと思っています。それ以外にも見学の対応などは、順次コロナ前とあまり変わらないような形でしっかり進めていければと思っています。

○（近藤会長）

ということで、3年ほど中断していた発掘調査が来年度は可能になりそうです。

皆さん、今事務局が説明したところで質問ありますでしょうか。

○（田尾委員）

先ほど五味先生も言われたように、こちらのさっきの課題と研究の内容の一番最初にあったようなところを受けて行うような調査ということで目的は非常に明確だと思います。さっきも言ったように掘建柱建物の規模と時期として、できれば生活なんかもとらえる調査としていいのではないかなというふうには思います。ちょっと気になるところがですね、調査体制で担当はお一人が中心となっていますが、これ大丈夫ですかというのが懸念されるところです。

それで、やっぱり情報とかあるいは調査の状況は共有してやった方がいいと思うので、そういった課内体制をもう少し整えた方がいいかなと思うんですね。

その居村Bの事業、去年始めたばかりでそちらが結構、厳しい状況にあるのではないかとすることが少し懸念されるということです。

○（事務局）

その居村Bの新国道の調査につきまして、そちらをこの今年の秋からずっと3年連続で調査する予定を組んでおります。それが9月の終わり頃から入る計画としていますので、逆にそことぶつかると体制が不十分になってしまうということが予想されましたので、7月から9月の先行逃げ切り状態となりますが、下寺尾を前倒しで実施するような調整を内部でしているところです。

基本的には令和4年10月に採用された職員と私が常駐することが前提の調査にはなりますが、開発対応もありますので全職員が全部は一緒にできない中でも、基本的には週に何日かは一緒に動いてもらうという形はとりたいです。

もちろん現場に張り付けるならずと張り付いて、少なくとも2人体制は確保したい

ですが、それが実際に他の開発対応、個人住宅の発掘調査なども特定の職員がほとんど一年中出ているような状況が去年もありましたが、申請を受けての調査は受動的な部分がどうしても存在しています。

数が読めないというところはありますが、対応も手をぬかずに進めていきたいので、両立して進めるところも体制を話し合っで一応今のところ7月から9月での実施を検討しています。

前任者から、土の見方ですとか史跡の掘り方というのも何年かかけて継承してもらっていますので、常に機会があれば若い人たちと一緒に共有していきたいという思いはございます。

○（近藤会長）

はい、そのほか。

○（富永副主幹）

5年度ですね、この確認調査ちょっと非常に楽しみなところではあるんですが、やはり私も心配しているのは田尾先生と一緒にですね、やはり一人が中心に調査やらざるをえないのかなっていうところあると思うんですが、田尾さんの発言どおりですね、かなり忙しいというかですね、忙しいのはやむを得ないんですが、史跡の調査ですので、その史跡の調査の質というのをですね、保っていただきたいという形で逆に忙しすぎて、もう常駐はおろか、見てないうちに新旧がわかんなくなっちゃったとかですね。掘り下げちゃっただとかですね、そういうことがあると困りますので、その辺はちょっと皆さんでフォローできる体制、そういう調査の質を落とさないようにしていくがあると思います。

あと心配しているのは報告ですね。確認調査の報告は前任者が過去のやつをやっているのかもしれませんが、結局概報というか、概報集みたいな形で出ただけで、基本的な報告書は遅れているわけですね。

ですから前任者がどこまでやっているのかよく分からないのですが、最近のやつもその確認調査報告書が全然出てないので、それを置き去りにして発掘調査ばかり進むのもどうか。整備作業もやるしそれから発掘調査もやる。そういうところも少し考慮していただきたいと思います。以上です。

○（事務局）

体制につきましては基本的に調査体制で私が常駐しない状態というのは、これまでの調査、前任者がいなくなっからの調査でも私が常駐しないという状態を作ったことはありません。ここは継続して、いない間にどうぞということとは基本的にはありえないと考えています。報告書の作業につきましても確かに遅れ気味の部分あるかもしれないの

ですが、コロナを理由にはいけないのですが、予算がつかなくて止まった部分もありましたが、今整理作業の方はかなり進めているところです。

西方遺跡のこちらが今回、この後、開発が入らなければ15次調査になるかと思えますけれど、この史跡内での指定地での大規模な調査というのは、1次調査、3次調査、4次調査、7次調査、12次調査がこういった調査計画にのっとって調査をしていったものになりますが、1次調査の報告書は、一昨年前に出して、3次・4次調査は今年度、補助金で報告書の刊行のめどが立ってきているところです。

また、七堂伽藍跡の17次調査というのが間に入りましたけれども、この17次調査の報告書を来年度刊行予定です。西方遺跡のこの横の7次調査につきましては、今計画を変更、今回予算がつくと思っていなかったのが報告書を再来年度作る予算を組んでいたのですけれども、今回この、改めて令和5年度調査区が隣接するところでできそうなので、そことあわせての報告書にしたいと思っています。

2次調査、5次調査、6次調査の小規模な開発対応で行った調査の報告書については、すでに、3年ほど前に刊行しています。

今残っているのは7次調査以降の報告書となっていますので、7次調査と今回の調査は、合冊のような形で作りたいという計画、そして8次調査9次調査10次調査、11次、12次、13次、そしてまた14次までについてはさらに小規模な、本当にテストピットのような調査であるので、こちらは2分冊にするか1冊でいけるかはまた計画組まないといけないですが、そちらを再来年度の整理作業で補助金を組んでやっていきたいと考えていますので、同時並行でやっている状態です。もちろんその1年で出せていないということですが、今報告書作業もちょうどそのコロナの中で現地調査がとまっていた部分もありましたのでかなり整理作業を進めています。

○（富永副主幹）

その整備作業の計画っていうか、そういうのは委員会では提起されているのでしょうか。

○（事務局）

長期的な計画につきましては委員会ではお示ししていなかったかと思えます。

プランのこの後こういうような流れの計画ですというのはその都度、書いていたが予算がついた段階でお話いたします。

○（近藤会長）

ほかには。

○（五味委員）

コロナの間、いろいろ整理作業が進んでいますので何とかかなりそうだったということで

すね。ですから、今度は新しい体制を組んでどういうふうにするのかということ、職員さんの体を心配してる人も多いのできちんと詰めていただければいいと思います。

○（荒井委員）

以前もコロナがあって、この遺跡に対する市民の認知度っていうのも少し薄れてしまったのかなという恐れがあるものですから、前に実施できなかったシンポジウムですか、あるいはちょうど博物館オープンしたので、博物館の方にも一役かっただいて、史跡について何かやってもらうとすぐには無理かもしれませんが、そういった計画などもタイアップしてやっていただければもう少し親密化するのではないのかなとそんなふうに思います。お願いします。

○（箱崎委員）

今回の調査目的ですけれども可能であればこの保存活用計画ができていますので、その中での位置付けというところを明確にしておくということが大切かと思えます。

○（近藤会長）

なければですね、検討課題の1、2、3は来年度進めていただくということで休憩に入りたいと思います。

【報告1 史跡下寺尾官衙遺跡群・史跡下寺尾西方遺跡の追加指定について】

○（事務局）

事務局より説明させていただきます。

資料7は記者発表資料になっていまして、昨年12月16日の段階で、文化庁の方から下寺尾官衙遺跡群についての追加指定の答申がありました。

前回の審議会の時にも追加指定してこちらの地点を進めていきますという報告をしましたが、改めて場所を確認します。

前の画面でピンク色になっている部分、この②という数字の左、西側と南側の部分の合計1041㎡の2ヶ所につきまして追加指定を受ける予定です。

次に基本的にはこちらが今年度、追加指定をしたところとなっています。

追加指定に関しましては以上です。

○（近藤会長）

追加指定のその後の動きはいかがでしょうか。

○（事務局）

その後につきましては地権者様とこの告示が出次第、また改めて交渉を始める予定ですが、来年度のこちらの公有地化の予算も確保していますので、このまま来年度の中で公有地化して3月、来年の今頃引き渡しを受けるという形をとろうと考えています。

○（近藤会長）

ということですが、確認したいことなどのご意見ございますでしょうか。

○（近藤会長）

地元の方への公有地化の告知はあるのでしょうか。

○（事務局）

地元で、この土地っていうともうみんなどの土地を誰が持っているかっていうのは、逆にわかってしまっているんで、結局、耕作をやめられて畑状態がなくなれば皆さん感づくのですけれども、あまりこう大々的に買いましたっていうような形は今のところ取っていないです。

ただ、この②としてしているところの交差点部分、以前調査を入れたところになりますが、ここがすでに公有地になって、草刈を何回もやっていて人目をすごく浴びるところになっているので、できればここに看板などを置いて西方遺跡の周知ができればというふうに今考えていますが、できれば地域の方と共同で手づくりの看板で飛ばないもの、危なくないものを地域一丸となって守っていけるのではないかと思います。それができないか地域の方と何度か相談しているのですが、まだ具体案ができてはいないところです。

○（近藤会長）

何かしら動いているということですね。

○（事務局）

一応、その地域の遺跡を盛り上げたいという方がいらっしゃるので、その方々と例えばここでできませんかというような相談などは、会うたびにしたりはしています。

○（近藤会長）

わかりました。

○（五味委員）

ちょっと聞きたいのですけれどもコロナで関心がかなり失せてって、荒井さんの話もありましたけれども遺跡調査発表会は今回から博物館で行われるのでしょうか。

○（事務局）

そうですね文化会館で例年やっていたのですけれども、文化会館ではなくせつかく博物館が建つので博物館でということになりました。

展示の面だけ見れば、今まで文化会館だと6日間しか借りられなくてしかも1日は準備期間、さらにもう半日は撤収期間になってしまうと4日ぐらいしか展示できなかったのですが、博物館で展示すれば、調整次第ですが1ヶ月なり2ヶ月なり、その展示ができるっていうことは一つ利点だろうと思ひ、今回に関してはまず初めてだったというこ

と、開館したばかりということもあったので、実際我々の遺跡発表会ができるのかどうか、博物館での実施ができるのかどうかというところも併せて検討したいため今回は実施をしました。

○（五味委員）

どのくらい集まりました。

○（事務局）

発表会の方は、コロナの状況も読めず、また、博物館に40人しかコロナの関係で人を入れられないという方針の下で、従前180人もの市民にお集まりいただいていた発表会が開催できるか否か、検討を進めていました。

せめてオンラインでやりたいということを考えていたのですが、当初その博物館に電波が届かなかったので、Wi-Fiを設置し、環境を整えました。

ただ、対面での実施で、40人だけを集めるというのは違うなと思って、ちょっと方式を変えて、動画配信という形で動画をあらかじめ撮って、それをYouTubeに上げるっていう形を今回は取りました。

YouTubeに上げるものと、博物館で常時上映するという形をとっていただけだったので、結果的に、YouTubeの再生回数的には今、下寺尾に関しては140回ほど再生されていて、他の動画も100回から200回弱ぐらいまでは再生されています。

現地でももちろん見ていただいた方もいたりとか展示解説、何日か設定して解説した時も見ていただいたり、概ね160人ぐらいの方は目に触れていただけたかなと感じています。

○（五味委員）

今度の3月の講演会は？

○（事務局）

そちらは逆にオンラインの体制が整っていたので、オンラインを併用してやろうと考えております。下寺尾の講演会という形で、例年、予算取りしていたもので、こちら下寺尾に関する事で実施しようと思えます。

ただ、博物館は、その40人しか集められないというところで、前回計画した官衙のシンポジウムが、先ほど荒井委員からもあったようなテーマを設定したのですけれども、それをもう1回やろうと思うとですね四日市の方と、岐阜の方を最初計画してお声掛けしていたので、そんな遠くから来ていただくのに40人しか目の前にいないっていうのは恥ずかしいなと思ったため、それは見送って、面識もあって縄文の研究もされている方で、40名しか集まらないのですけどやっていただけませんかというお話をし、オンライン併用でお願いしたいという調整をしました。

○（近藤会長）

できるだけね、博物館オープンしたのでね、来てもらうような方策をね。

もちろんオンラインも結構ですし、YouTube もこれぜひ必要なことなのですけども、それをいろんな形でやって何とか、少し頑張っていたいただければと。

○（荒井委員）

40人というのはコロナ対策でしょうか。ネットも？

○（事務局）

その館の中で建てる時 100 人は入れる形の交流スペースを作ろうとしたのですが、予算の圧縮などもあって、最終的には、60 人がぎりぎりというところだったので、コロナの関係で人と人の距離を保つ形で、市民交流スペースというスペースに椅子を並べていくと限界で 40 人だろうということで、館の方では 40 人という形を、コロナの中ではとっています。

コロナの様子が見えてきて距離感がある程度、もう少し緩和されてくれば 50 人とか 60 人とかふやせるかと思うのですが、確かに今、私もリハーサルで椅子などを並べてきましたが、今は 40 人が限度かと思います。

○（岡本委員）

今年も発表会は博物館で？

○（事務局）

遺跡発表会は、今回の反省点も生かしていこうと思っています。

先ほどうまく話し切れませんでした。賛否が両論ありました。

少なくとも来られた方のアンケート結果ですと、今までのように時間が決められていなくて自由に見られるので、自由に参加できてすごく見やすかったという意見の方もいらっしゃいましたが、ちょうどその頃は他の市町村なども発表会を対面式でやっていたという経緯もあって、他の町は対面でやっているのに茅ヶ崎が怠慢だみたいなそういうアンケート結果もありました。

ただ、その他の市町村も対面式で予約制をとらない形を、とられていましたが、例年ほどの人数が集まっていなかったと思いますので、やはりその我々のメインターゲット層のご高齢の方はまだコロナに対する不安があるのじゃないかなと、小田原とかの発表会なども、まだ人数そんなに集まっていなかったようでしたので、そうだとすると、やはり安心して参加できる形を模索していくのが、まだ今の段階ではいいのかなと感じています。

このため、来年度に関しては、まだ実際、具体的にどうするというのはまだ話し合っていないのですけれども、私としては、発表会については市役所の会議室など大きい部

屋を取ってそこをメイン会場の対面会場にして、逆に博物館の遺物も見ながらをやりたいという人はサテライト配信のような形で、そちらにも集まれるよという2地点のような形でやれないかなというふうに考えています。

○（岡本委員）

遺物が離れちゃうということだね。

○（事務局）

そうですね展示スペース、まだ、いろんなところで展示できる場所を借りようと思えば借りられるのかもしれないですが、ここで博物館を切り離してしまうと、逆に人の集まる博物館に行きやすいきっかけが減ってしまうと思います、我々としても、できるだけ博物館の人に集まっていただければと思います。

うまく博物館に誘導できて、かつ、実を取れるやり方を探したいなと思います。

まだ数年は試行錯誤かなと思っています。

○（近藤会長）

はい、ほかにはいかがでしょうか。

○（事務局）

追加でもう1件今の追加指定の関係でお話してもよろしいでしょうか。

公有地化の件もご報告を入れそびれていたのですけれども、今年度の公有地化の状況につきましても説明いたします。

前の画面でいきますと、黄色く塗ってあるところが今年度公有地化の手続きを進めていましたところで、3月末で引き渡しを完了する見込みです。

高座郡家の西側の畑の部分と、先ほど岡本先生からもお話がありました環濠の部分、そして七堂伽藍の1件家が建っているところの西側の畑の部分が、今回公有地化を進めたところになります。

水色、青色になっているところはすでに公有地化しています。

来年度はこのピンクのところを、公有地化する予定です。

○（近藤会長）

承知しました。

では次の報告事項へ移ります。

【報告2 現状変更について】

○（近藤会長）

これまでの議論には出てこなかった現状変更ですが、事務局お願いします。

○（事務局）

説明いたします。

こちら、令和4年度に史跡内で、市の許可案件として現状変更したものになります。

経緯につきましては、ちょうど、前回、第13次調査として確認調査を実施しましたと報告した道路の補修工事になっています。

13次調査自体は道路補修工事に先立って、史跡に影響ないか確認をした調査になっていました。

こちらの高座郡家の東西に分断する大岡越前通りと呼ばれている市道が存在するのですが、西が寺尾橋につながってずっと行くと、茅ヶ崎市博物館につながる場所になるんですが、そちらの史跡指定範囲というのがこの北陵高校のグラウンドの南側の道路の部分は史跡指定しているところになっています。

こちら道路が随分と荒れているということで、例年市民からの苦情が入っているということで、道路部局の方で補修工事を行いたいという相談が令和3年度に市の教育委員会に相談がありました。

通常の道路補修工事であれば、現状変更については、保存活用計画の中でも、また史跡の文化財保護法施行令の中で、市の許可案件として、取り扱えるのですが、ここの、道路部分の発掘調査を、1985年頃ですね、前任者の方で実施してしまっていて、その道路の工事の際の工事設計図から、ここの道路はこういう構造の予定なので、この工事計画なら遺跡影響与えないですよ、ということで当初相談が令和3年度の段階であったものです。

ただ、その内容を前任者に確認したところ、その設計が間違っている可能性が高いという指摘を受けました。

遺跡に影響を与えない工事といいますか、ここから先は道路工事しないという予定だったのにもかかわらず、文化財の届出がうまくされていない中、30年ほど前の時には工事をしたという経緯があり、途中で気づいた文化財部局が工事を一時止めて、結果的に工事自体を止めて、校門の東あたりからは、すごく浅い構造の道路計画に直して施工されているはずなので、この工事計画だと遺跡を壊してしまう可能性があるという心配が文化財部局の方で生まれました。きちんと試掘をして、遺跡が本当に影響を与えないのかどうか、現状変更が大丈夫なのかどうかを確認をすべきということで、令和3年度に確認をしたものが、前回報告させていただいた、第13次調査となっています。

その際に、遺跡が現在の道路面から40センチほど出てきていましたので、そこに影響を与えないようにということで、改めて令和4年度の夏頃に道路部局から改めてこういう計画であればいかがかというものが出てきました。実際に道路面を20センチほどし

か掘らないというような計画で上がってきましたので、基本的には道路補修の工事であるということで、市の所管課で軽微な現状変更として実施したものです。

その際に、社会教育課の職員が立ち会うことを条件とするということで許可をしています。

施工した範囲というのが、北陵高校の正門がこちらにありまして、正門の目の前の、ちょうど歩道が、道路がどちらから南から来ていて子供たちが渡る場所です。その13次調査の時に調査区を掘っていたという経緯もありまして、このTP1として掘った場所とTP2として掘った場所があるのですが、そのTP2のところは仮復旧しかされていないということで、今回同じ工事内容で施工されたものになっています。

立ち会いましたので、その内容を簡単にご紹介いたします。

工事内容自体はこの方向の正門の前を工事するものです。ここは道路ですので夜間工事になるということで、12月19日に事前に掘削予定の部分を路盤カットして、20日の夜9時から21日の朝6時までで、この正門の目の前の部分を工事しました。

復旧する際に、全面復旧する時間がないということで、20センチのうちの10センチだけ、元に戻して、道路が通行できるようにして復旧したというのが1日目、次の翌日21から22日の夜は雨が降ったということで延期し、22から23日に残りの部分を道路面の高さに合わせる工事を実施し、TP2としたところの復旧工事を、22日から23日の夜にしたということです。立ち合い結果としましては、きちんと、申請どおりの内容で実施しており、遺跡に影響はなかったと確認しています。

このようなアスファルトの撤去作業を行い、この路床を剥がしたところの、真ん中のところに黄色い砂が見えていますが、ちょうどこの黄色い砂を剥がすと茶色い土が出てきまして、この黄色い砂を剥がした時点で遺跡が露出するという状況です。

この黄色い砂自体は、15センチほど存在しますので、これを痛めないような形で、アスファルトを剥がして、改めて同じアスファルトを張るというような工事をされている。

このように、きちんと深さも図って工事をされている状態です。

復旧をしているところの写真と、TP2としていたところを復旧しているというのは、この道路のアスファルトだけを剥がして、改めて、その部分を、ローラーで固めて、元通りに立ち上げるというような形で、最終的にはこのような形で綺麗に、ここの部分、ここでちょっと色が変わっているのですが、ここから先を施工されています。

こちらですね、このTP1として掘った補修され直したという状況で、工事の方は終わっています。

令和4年度に現状変更の方で市で許可した案件となっております。

○（近藤会長）

確認したいことはありますか。

○（富永副主幹）

これは市の対象範囲なので、路盤であれば問題ないです。

道路でも、地山とかそういうのを掘削する場合は、国許可になるのですが路盤で収まっている範囲内でしたら市管轄です。

○（近藤会長）

こういうことがあったということ承知しておくものです。

これからよろしくもよろしくおねがいたします。

ということすべての案件がおわりました。

ありがとうございました。